

特 記 仕 様 書

業務番号 西農水(整つ委)第31号

業 務 名 金左衛門ため等第2号委託

業務場所 青森市浪岡大字下石川 地内

履行期限 令和9年3月19日

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務の施行にあたっては、「測量業務共通仕様書」、「青森県公共測量作業規程」、「青森県県営農業農村整備事業等用地調査等請負業務事務処理要領」（農林水産省農村振興局制定の土地改良事業用地調査等請負事務処理要領を一部読み替えて準用）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特記仕様書によるものとする。

2 共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

(業務目的)

第1-2条 本業務は、県営金左衛門地区ため池等整備事業の一環として実施するため池改修工事に資する測量を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、青森市浪岡大字下石川 地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、次のとおりである。

項 目	内 容
測量業務	用地測量 1式

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は共通仕様書の規定によるものとする。

(照査技術者)

第1-6条 照査技術者は共通仕様書の規定によるものとする。

第2章 測量業務

(適用する図書)

第2-1条 測量業務に関して優先する図書は特に示さないが、受注者の判断で使用した図書についてはその出典を明示すること。

(業務内容)

第2-2条 測量業務の内容は、別添「業務数量表」及び次のとおりである。

作業項目	数量	内 容
測量	1式	用地測量

(業務の留意事項)

第2-3条 測量業務の実施にあたり留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 測量成果は、本委託業務全体の精度等を左右する基礎であることを十分認識しなければならない。
- (2) 測量の方法、観測機械の種類、精度等については、青森県公共測量作業規程による。
- (3) 測量業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、調査職員の指示を受けないで伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第3章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

(貸与品等)

第3-1条 貸与品は、次に示すとおりである。

貸与資料名	部数	備考
令和元年度 西県局農水(整五委)第17号 館ノ沢溜池・持子沢中溜池・金左衛門溜池詳細調査 業務委託報告書	1部	地質調査、堤体の 安定計算、豪雨対 策調査
令和2年度 西県局農水(整五委)第51号 十兵衛溜池・金左衛門溜池詳細調査業務委託報告書	1部	現況堤体のL2耐震 解析
令和6年度 西県局農水(整五委)第4号 金左衛門地区ため池等整備事業調査計画委託報告書	1部	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第3-2条 本業務の実施にあたり参考とした図書（以下「参考図書」という。）及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた

場合は、調査職員と協議するものとする。

- (2) 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか業務完了時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第3-3条 打合せ時期及び回数等は、次に示すとおりであり、その都度、業務打合せ記録簿を作成すること。

業務	作業段階	回数	内 容
設 計	業務着手前	1回	・業務の基本的事項及び業務計画、設計方針の概略について打合せする ・管理技術者も同席すること
	中間打合せ	1回	・細部条件、構造細目等について打合せする
	報告書原稿作成段階	1回	・業務全体の成果物の取りまとめ方について打合せる ・管理技術者も同席すること

(成果物)

第3-4条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果品	規 格			部数	備 考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
報告書	A 4		A 4 縦	2部	
測量図面	A 1		A 4 折込	2部	A3縮小印刷可
電子媒体	CD-R又はDVD-R				

(成果物の装丁等)

第3-5条 成果物の装丁等は、次によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避けるものとする。なお、分冊を行う場合は内容を考慮して行うものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁とする。

(成果物の提出先)

第3-6条 成果物の提出先は次のとおりとする。

青森県つがる市木造若宮 9-1

青森県西北農林水産事務所（農村整備つがる庁舎） 水利防災課

第4章 その他

(電子納品業務)

第4-1条 本業務は、電子納品業務であり、次によるものとする。

- (1) 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「土木設計業務等の電子納品要領」、「デジタル写真管理情報基準」、「CAD製図基準・同解説」等によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- (2) 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- (3) 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<https://www.cals-ed.go.jp/>】からダウンロードできる。
- (4) 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課の「CALS/EC」のページ【<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/cals.html>】からダウンロードできる。

(業務の安全管理)

第4-2条 受注者は業務の実施にあたり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し、災害防止に努めなければならない。

- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

(その他)

第4-3条 本業務に計上する一括計上価格は、最低制限価格の算出において、直接調査費として取り扱うものとする。

- 2 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告すること。
- 3 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を共通仕様書に定める様式に基づき作成し、調査職員に毎月提出するものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 5 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。